

# 知らないと損する 設備投資の

# 税制優遇制度

設備導入の際に活用できる制度があることをご存知でしょうか？



- ✓ 法人税の負担軽減
- ✓ 固定資産税の軽減

などの優遇を受けられる可能性があります。



**2つの制度の併用**で、設備投資をもっと有利に！  
補助金と組み合わせて、さらにお得！

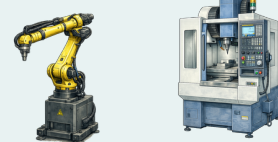
|         | 経営力向上計画                               | 先端設備導入計画                                                                                        |
|---------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の内容   | 設備投資や人材育成等により、生産性向上と収益力強化を図るための計画     | 設備投資を通じて、労働生産性の向上を実現するための計画                                                                     |
| 税制措置    | 購入設備の即時償却<br>または最大 10% の税額控除          | 固定資産税の軽減（賃上げ必須）<br>・ 1.5% の賃上げ表明 → 3 年間、課税標準を 1 / 2 に軽減<br>・ 3.0% の賃上げ表明 → 5 年間、課税標準を 1 / 4 に軽減 |
| 金融支援    | ・ 信用保証協会の追加保証や保証枠拡大<br>・ 政策金融公庫の融資 など | 信用保証協会の追加保証                                                                                     |
| 設備要件    | 新品設備のみ（中古不可）                          | 新品設備のみ（中古不可）                                                                                    |
| 必要書類    | 工業会の証明書                               | 認定支援機関発行の投資計画に関する確認書                                                                            |
| 申請タイミング | 原則：設備取得前<br>※ 取得後 60 日以内も可            | 設備取得前                                                                                           |
| 提出先     | 国（地方経済産業局 等）                          | 市区町村                                                                                            |

## こんな企業様は要チェックです

- ✓ せっかくの利益を、税金で減らしたくない
- ✓ 最新設備を導入したいが、手元資金は残しておきたい
- ✓ 補助金だけでなく、税制面でもしっかり対策したい

### ▶ 対象設備例

- ・ 工作機械
- ・ 射出成形機
- ・ レーザー加工機
- ・ プレス機
- ・ 測定機器
- ・ ロボット設備
- ・ 3Dプリンタ など



株式会社 ダイワ マネジメント

税制優遇のイメージは裏面へ ▶

# 設備投資の税制優遇イメージ

例：2,000万円の設備を導入した場合



## 経営力向上計画（法人税）

制度なし  
法人税：約800万円

※利益が出ている企業を前提とした試算です。

制度あり  
▼どちらか選択▼

### 即時償却

法人税：約300万円

▲500万円！  
税負担軽減

★当期に全額経費化！  
★今期の利益が大きい  
企業様に最適！

### 税額控除

法人税：約600万円

▲200万円！  
税負担軽減

★税金から直接控除！  
★毎年安定して税負担を  
抑えたい企業様に最適！

※本試算は利益が出ている企業を前提としています。  
※設備2,000万円、その他経費2,000万円、耐用年数8年、  
法人税率約30%で試算。  
※実際の税額は企業の状況により異なります。  
※適用可否は顧問税理士へご確認ください。

## 先端設備導入計画（固定資産税）

通常：約28万円/年

税額軽減（万円）



※固定資産税は標準税率1.4%で試算しています。  
※軽減内容は自治体により異なります。  
※適用可否は顧問税理士へご確認ください。

## 支援の流れ

1. 認定要件への適合可否についてヒアリングを実施
2. 契約締結
3. 事業計画に関するヒアリングおよび必要書類のご案内
4. 申請書作成の支援 ※申請・郵送は事業者様にてご対応いただきます
5. 事務局から修正依頼があった場合の対応支援

## 料 金

経営力向上計画  
15万円（税抜）

先端設備導入計画  
15万円（税抜）

併用可能！

セット申込でお得  
→ 25万円（税抜）

変更申請は10万円（税抜）

税負担の軽減で確保した資金を、未来の成長投資に。  
設備導入をご検討の際はご相談ください。

お問い合わせはこちらから

お電話またはメールにて受け付けております。

ダイワマネジメントで  
検索



ダイワマネジメント



株式会社ダイワマネジメント  
TEL：0745-23-1076  
MAIL：desk@daiwa-mg.co.jp